

岩手県監査委員告示第29号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第16号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月12日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立花北青雲高等学校
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和4年12月6日
 - (2) 本監査実施日 令和5年2月8日
- 3 監査結果の公表の日 令和5年3月31日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
扶養手当及び期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが9件、46,125円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	令和5年1月16日に追給処理を完了した。 今後は、確認対象者一覧表を見直し、一斉確認時における認定状況と手当額の照合を、認定簿及び基準給与簿の突合により相互確認する体制とし、再発防止に努めることとした。